

令和6年能登半島地震に伴う

住まいの復旧支援事業制度について

対象世帯

市が発行するり災証明により「準半壊」「一部損壊」と判定された世帯

対象工事

以下の全てを満たす工事

- 住宅の屋根や壁、床、ドア等の開口部、上下水道配管等、日常生活に必要不可欠な部分の原状回復修繕工事
- 費用の合計が50万円以上
- 工事、支払いまで完了しているもの

補助の限度額 (1世帯当たり)

補助率：対象となる工事費の20%（5分の1）

限度額：最大30万円

※住宅である建物本体が対象であり、外構（土間、擁壁、ブロック塀等）、家具、家電製品は対象外
※工事費から災害救助法による住宅の応急修理制度の実績額を除いた額が補助対象

○補助金額算出例

	①全体工事費	②対象工事費	③応急修理 制度限度額	④補助対象 工事費 (②－③)	⑤補助金額 (④の20%) ※1000円未満切捨て
準半壊	700,000	500,000	343,000	157,000	31,000
準半壊	1,843,000	1,843,000	343,000	1,500,000	(上限)300,000
一部損壊	500,000	500,000	0	500,000	100,000
一部損壊	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000	(上限)300,000

※④の額が150万円の場合に限度額になります。

○申請窓口

総合支援窓口（パトリア4階 多目的ホール）

○申請期限

令和8年3月31日（令和6年1月1日遡及適用）

〈問合せ〉0570-200-491（被災者支援制度コールセンター）

裏面もお読みください

【申請の前に】

申請に必要なもの

Q 1. リ災証明書はお手元にありますか

Q 2. 修理工事の領収書はお手元にありますか

Q 3. 工事費用は50万円を超えていますか

【申請に必要なもの】

- 修理業者さんへの支払いの領収書（写し）
- 見積書、写真など修理工事の内容が分かる書類（印刷物をご用意ください）
- リ災証明書（写し）

【請求に必要なもの】

- 七尾市住宅復旧支援事業補助金交付決定兼確定通知書の写し
- 振込先の通帳など、口座が確認できるもの

※申請書や請求書の様式は総合支援窓口にありますので、事前に用意して
いただく必要はありません

〈申請先〉パトリア4階 総合支援窓口

〈問合せ〉被災者支援制度コールセンター ☎ 0570-200-491